

# いじめ防止等対策の取り組みについて

	点検項目	令和5年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	いじめの定義も明記された本校のいじめ防止等基本計画、いじめ防止プログラム、いじめ早期発見・事案対処マニュアル、事案対処の流れ図、委員会規則等の資料一式を5月の教員会議資料として配布し周知した。	引き続き、いじめの定義を定めた本校のいじめ防止等基本計画等を配布し常に確認できる体制を継続するとともに、学内会議及び新任教員研修で教職員に周知し意識啓発を図る。	—
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したり、各事例への対応方針を協議したりした。	学生へのいじめアンケートの回答を基に、いじめ対策委員会を開催して情報を共有した。いじめ疑い事例については臨時開催の委員会で対応方針等を協議している。	引き続き、定期的にいじめ対策委員会を開催し情報共有や協議を行う	—
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	機構本部の協力を得て教員基礎研修教材を使用して、いじめ防止に関するオンライン研修を実施した。	引き続き、年に1回以上の資質向上研修を実施する。	—
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	いじめ防止等基本計画、いじめ防止プログラム、いじめ早期発見・事案対処マニュアル、事案対処の流れ図、委員会規則等の資料一式を5月の教員会議資料として配布し周知した。	引き続き、年度当初の時期に周知を図る。	—
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	学校いじめ防止プログラムを5月の教員会議資料として配布し周知した。	引き続き年度当初の時期に周知を図るとともに、本校ホームページへの掲載を継続する。	—
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	学級担任等からの情報は、委員会の窓口である学生主事に集約することを事案発生時のフロー図に示して周知している。また相談室や保健室が積極的に関わり、担任等が一人で抱え込むことが無いように働きかけるとともに、気になる情報については即時に関係教職員のグループメールを立ち上げて情報共有する仕組みとしている。	引き続き、事案対応フロー図を周知しつつ相談室や保健室、学寮などの関係部署と積極的な連携を図り、担任等が一人で抱え込むことが無いように働きかける。	—
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知しているとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	重大事態の定義および重大事態への対応を基本計画及び事案発生時のフロー図に記載し教職員へ周知している。事実関係を把握するための調査については、機構からの助言を受けながら調査対策部会が中心となって実施に当たることとしている。	引き続き、年度当初に資料を配布し周知を行う。	—
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	事案ごとにケース会議を開催しているほか、校内メールを利用して関係者間で情報を共有している。	引き続き、ケース会議の開催や校内メールによる情報共有を行う。	—
9	令和5年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実効性のあるものとなっているかを検証し、令和6年度の実施計画に反映しているか	本校独自の自己点検・評価を行い、改善が望まれる点を抽出している。これを令和6年度の実施計画に反映すべく取り組んでいる。	令和5年度に実施した自己点検・評価結果を反映し、いじめ防止プログラムの更新、およびいじめアンケート等の学生通知メールの発出確認体制の整備を行った。	令和6年5月実施済
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	全学生を対象として、いじめに関するアンケートを4回実施した。このうち3回はFormsを利用し、1回は特活等において学級担任からアンケート用紙を配付してその場で回答させる方式で行った。結果を集計し、いじめ対策委員会で共有したほか、全般的な内容について教員会議で報告した。	引き続き、年4回のアンケートを実施し、その結果を教職員間で共有する。	—
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、スクールカウンセラーを含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラーが得た情報を、教職員間で共有できるようにしている	いじめ対策委員会の構成員にスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーを含んでいる。カウンセラー等が得た個別情報は必要に応じ相談室長を通じて関係教職員間での情報共有やケース会議等を実施している。	いじめ対策委員会構成員であるスクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーと連携し、引き続き情報共有を行う。	—
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめ防止プログラムに基づき、いじめ防止に関する各種講演会等の研修を実施した。1～3学年生には、特活での第3回いじめアンケート実施に合わせて、ビデオ視聴とアンケート回答による研修を新たに実施した。また4学年以上に対しては、ハラスメントに関するビデオ教材を各自でビデオ視聴とアンケート回答を行う形式のいじめ防止研修を新たに実施した。	引き続き、学生に対するいじめ防止研修を実施する。	—

13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組みを実施している。	1～3学年には、どのような行為がいじめに該当するかを扱ったビデオの視聴による研修を特活の時間に実施した。また全学生を対象に実施している年間の取組に関するアンケートの項目に、いじめの定義に関する質問を含めており、啓発に取り組んでいる。	引き続き、年間の取組に関するアンケート項目に、いじめの定義等について理解を深める設問を設けるほか、いじめ防止研修等を通じて理解を深める取組みを行う。	—
14	学生自らが、いじめ問題に主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取組みを推進している。	いじめ防止週間の実施に当たり、学生会との連携を図っており、同週間に表彰を行う「いじめ防止標語コンテスト」は、昨年度以上に学生会が主体となる取組となり選出された標語はポスター図案を学生会が作成し、各教室への張り出しを行い、電子掲示板で掲示した。募集、審査、表彰等にも参画してもらい、より学生の主体的で意義のある行動につなげられるように取り組んだ。	引き続き、いじめ防止標語コンテストを学生会主体で実施するほか、学生会にいじめ防止週間のポスター制作をお願いするなど、学生の主体的な取組みを推進する。	—
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	いじめ防止等基本計画やいじめ防止プログラム等の資料一式を本校のホームページに掲載している。特に新入生の保護者には入学式当日に資料として配布するとともにPPTを使って学校の取組について説明している。	いじめ防止基本計画等の本校ホームページへの掲載や、入学式での新入生保護者への資料配布と説明を継続するなど、引き続き保護者の理解促進と協力体制構築に努める。	—
16	いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えることを徹底している。	校長の方針として、いじめに限らず学生に関わる事案については初期段階から保護者に伝えて連携して取り組むことを徹底している。	引き続き、いじめを含む学生事案に対して、初期段階から保護者に連絡し、連携して取り組むことを徹底する。	—
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	本校の外部評価委員会である「評議員会」のR5年度の会合は、新型コロナの影響で書類送付による方式となった。そこで、本校のいじめ防止等基本計画やいじめ防止プログラム等の一式、および本校が独自に行ったいじめ防止の取組みに関するR5年度自己点検・評価結果を送付し、本校の取組みに対する理解を深めてもらうよう努めた。	引き続き、いじめ防止等基本計画の内容等を本校評議員へ提示し、連携・協力体制の構築に努める。	—
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	「いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときには、所轄の警察署と連携して対処する」旨を本校のいじめ防止基本計画、早期発見・事案対処マニュアル、いじめ事案への対応の流れに明記し、体制を整えている。	八戸警察署生活安全課少年係との情報交換や相談を継続し、いじめ事案についても連携して対応できる体制を維持する。	—